

平成14年5月24日
総務省

**「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の
開示に関する法律の解説」の発行**

総務省では、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が今月27日に施行されることから、同法の逐条解説をまとめたので、公表します。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の解説(PDF)

担当:総合通信基盤局電気通信事業部

電気通信利用環境整備室
(大村課長補佐、森本係長)

電話:03-5253-5111
(内線5847)

03-5253-5847
(直通)

FAX:03-5253-5848
